

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

（財政課）

一

議 会

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程

一

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「表一の項、」を「表」に、「から二十六の項まで、二十九の項」を、「二十四の項」に改め、「、六十七の項から六十九の項まで、七十一の項、七十四の項から七十八の項まで、九十五の項、九十六の項、九十八の項、九十九の項、百十三の項」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「表一の項、」を「表」に、「から二十六の項まで、二十九の項」を、「二十四の項」に改め、「、六十七の項から六十九の項まで、七十一の項、七十四の項から七十八の項まで、九十五の項、九十六の項、九十八の項、九十九の項、百十三の項」を削る部分に限る。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令甲第三号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び様式第十一号の二」を、「から様式第十一号の三まで」に改める。
様式第十一号及び様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号 (第6条関係)

年度政務活動実績報告書

会派名又は無会派議員名

(単位 円)

項目及び支出額	主な実績	内容
調査研究		
研修		
広聴広報		
要請陳情等活動		
会議		
資料作成		
資料購入		

(注) 「主な実績」欄には、5万円以上の事業名とその所要額の全て、「内容」欄には事業に応じ、概要、件数等を記載すること。
5万円未満の事業については、「主な実績」欄に「その他〇〇」として合計額のみを記載し、「内容」欄に項目等を記載すること。

様式第11号の2 (第6条関係)

年月分 支出報告書

会派名:

審査基準
 ・活動目的が、県政の課題に関わること。
 ・政務活動費を充てることができる経費の範囲に合致すること。

幹事長	経理責任者
-----	-------

項目	内訳	支出金額	控分率・備考
調査研究費	費:		
	調査研究費 計		
研修費	費:		
	研修費 計		
広聴広報費	費:		
	広聴広報費 計		
要請陳情等活動費	費:		
	要請陳情等活動費 計		
会議費	費:		
	会議費 計		
資料作成費	費:		
	資料作成費 計		
資料購入費	費:		
	資料購入費 計		
事務所費	費:		
	事務所費 計		
事務費	費:		
	事務費 計		
人件費	費:		
	人件費 計		
合計			

議員名

印

(注) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいひ、経理責任者とは、会派が定める政務活動費経理責任者をいう。

様式第十一号の二の次に次の様式を加える。

様式第十一号の3（第6条関係）

政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

会派名

議員名

活動年月日	年 月 日
支払額	円
	移動距離
	km

目的	地		所要時間	相手方等	活動目的	活動内容
	市町村名等	場(会場等)所				

(注) 移動距離は、自家用自動車で政務活動を行った場合に記載すること。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十二号（第6条関係）

領収書等添付票

用途項目	按 分 率
整理番号	政務活動費支出額
領収書その他の証拠書類の添付欄	

(注) 按分による支出がある場合は、所定の欄に按分率及び政務活動費の支出額を記載し、余白に按分率の積算根拠を記載すること。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。